

安城市概算数量発注方式試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、安城市が発注する建設工事のうち、安城市概算数量発注方式（以下「概算数量発注」という。）を試行するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 概算数量発注方式 当初設計の数量を概算数量により積算し、契約後に工事現場での取合い等を精査の上、設計数量を確定し、契約変更を行うものをいう。
- (2) 概算数量 設計図書で「概算」と示したものをを用いて算出した設計数量をいう。
- (3) 工事計画図書 平面図、縦断面図、横断面図、展開図、区画線図、数量総括表及び数量計算書等のうち、特記仕様書に定めるものをいう。

(対象工事)

第3条 概算数量による発注により、発注事務が効率的に行える工事で、原則として設計金額4,500万円未満の工事を概算数量発注方式の対象とする。ただし、構造計算若しくは安定計算が必要となる工事、現地精査の結果と概算数量との乖離により工事費、工期等に著しい影響を与える工事又は委託業務等により詳細図面がある工事には適用しない。

(設計図書の作成)

第4条 市は、次に掲げるとおり発注設計図書を作成するものとする。

- (1) 発注設計図書の積算は、施工予定箇所の概算数量に基づき、設計金額を算出するものとする。
- (2) 当初設計時の図面は、位置図、平面図、標準断面図等を添付するものとする。
- (3) 市及び受注者が「概算数量発注」であることが確認できるよう設計書の本工事費内訳書の備考欄に「概算数量」、設計図面には「概算」と明示する。

(特記仕様書)

第5条 概算数量発注にあたっては、市は、次に掲げる事項を特記仕様書に明示するものとする。

- (1) 概算数量発注による発注工事であること。
- (2) 概算数量に基づく見積りであること。
- (3) 工事計画図書を作成するものであること。

(4) この要領に基づき施行すること。

(5) その他必要事項

(工事計画図書)

第6条 受注者は、工事着手前に現場照査に基づき工事計画図書を作成し、市の監督員に提出し、その承諾を得るものとする。

2 工事計画図書は、特記仕様書に示す基準により作成するものとする。

3 工事計画図書の作成にあたって、市は工期の延長が必要と認める場合、工期に15日程度加算することができる。

(設計変更)

第7条 市は、工事計画図書を精査し、設計数量を確定した後、設計変更を行うものとする。

2 設計変更の理由については、「概算数量発注に基づく現場照査による変更」と記載するものとする。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項については、市と受注者とが協議して定める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

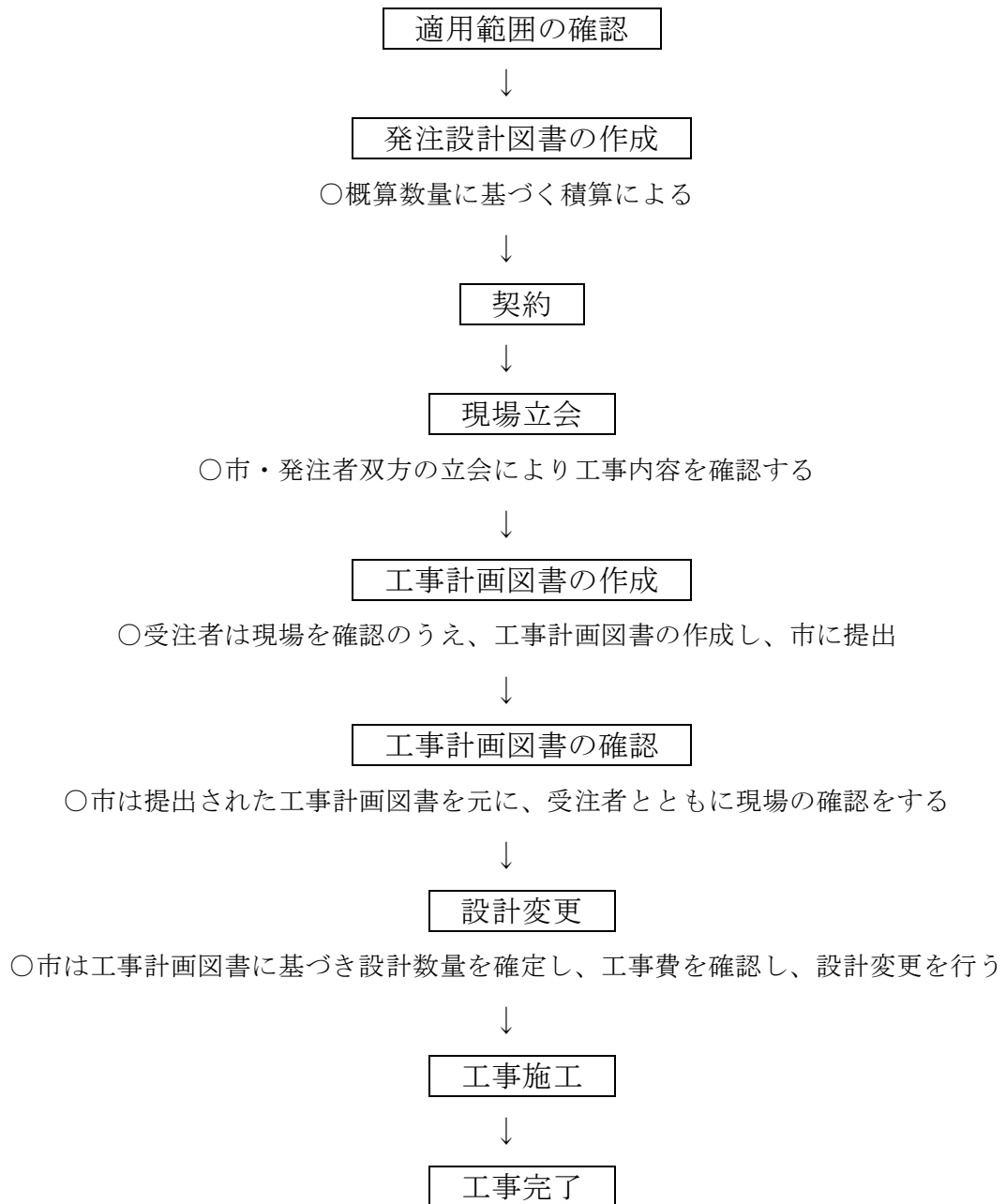
附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年2月1日から施行する。

概算数量発注方式の概要



※ 詳細については、発注設計図書、特記仕様書にて確認するものとする